

農地を
相続した
ときは…

〔農地の相続等の届出のお願い〕

地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分で手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

農業委員会では耕作放棄地対策として、
ヘアリーベッチを末吉町二之方の畑で作付 **実証中**

ヘアリーベッチはマメ科の緑肥作物で、土壤被覆力が高く、
土壤浸食、飛砂防止等に効果があり、一年を通じて雑草を抑制し、
地力増進の効果がある作物である。



耕作放棄地の再生・利用を支援します！
(対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)

「荒れた農地の再生」を支援

再生作業
刈払・拔根・整地 等



- 荒れ具合に応じ 3万円又は 5万円 / 10アール
- 重機等を用いた再生作業の経費の1/2を補助

「土づくり」を支援

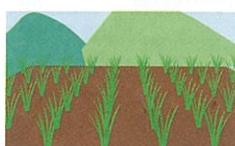
土壤改良
堆肥搬入・緑肥栽培 等



- 必要に応じ最大2年間5万円 / 10アール (2.5万円×2年)

「営農定着」を支援

再生した農地への作付け支援が受けられます。



- 作物を作付ける場合2.5万円を / 10アール
- *水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

支援事例

(事例1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合

「荒れた農地の再生・土づくり」 → 「土づくり」 → 「営農定着」を支援
1年目 2年目 3年目

(事例2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合 自力での耕作放棄地再生を条件に

「土づくり」 → 「土づくり・営農定着」を支援
1年目 2年目

その他の支援 加工・販売、施設整備（営農用ハウス・鳥獣被害防止など）の支援

*支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。